

令和4年度 市立幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育事業所 入所申込受付のご案内

問合せ 子ども未来課子ども総務グループ (あいあい ☎84-3315)

「子ども・子育て支援新制度」により、市立幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育事業所に入所するためには、「教育・保育給付認定」を受けていただく必要があります。

子どもの年齢や保護者の就労状況、利用を希望する施設に応じて3つの認定区分(下表参照)に分けられ、認定区分に応じて利用できる施設が異なります。

認定区分	入所希望のお子さん		利用施設
1号認定	満3歳以上	保育を必要としない場合	・幼稚園 ・認定こども園
2号認定		保護者の就労などで、保育を必要とする場合	・保育所 ・認定こども園
3号認定	満3歳未満	※保育の必要量によって ①保育標準時間と②保育短時間に区分	・保育所 ・認定こども園 ・小規模保育事業所

※区分①保育標準時間(フルタイム就労などを想定した利用時間) 1日最長11時間の保育
②保育短時間(パートタイム就労などを想定した利用時間) 1日最長8時間の保育



市立幼稚園の申し込みについて

※私立幼稚園は、園へ直接お申し込みください。

申込資格 市内に住所を有する次の期間に生まれた幼児

※入園希望日までに、市内に住所を異動する予定の場合も申し込みできます(確約書が必要)。

▷ 3歳児(平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ)

▷ 4歳児(平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれ)

▷ 5歳児(平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれ)

願書等交付 10月1日(金)から(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)総合保健福祉センター(あいあい6番窓口)または関支所(地域サービスグループ)でお渡します。

※市ホームページからもダウンロード可

願書等の受付 11月1日(月)～10日(水)(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)に、総合保健福祉センター(あいあい6番窓口)または関支所(地域サービスグループ)へ提出してください。

教育時間 午前8時30分～午後2時(土・日曜日、祝日を除く)

※水曜日は午前11時30分まで

※3歳児は年度当初、教育時間が異なります。

その他

▷複数の園への申し込みはできません。

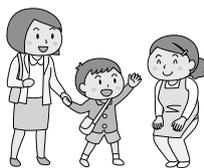
▷申込人数が募集人数を超えた場合は、11月21日(日)に抽選を行います。

▷募集人数に満たない場合は、二次募集をします。

市立幼稚園一覧

園名 (市内公立幼稚園)	所在地	電話番号	募集予定人数(カッコ内は定員)		
			3歳児(3年保育)	4歳児(2年保育)	5歳児(1年保育)
亀山幼稚園	江ヶ室一丁目2番10号	82-0336	25人(25人)	25人(35人)	19人(35人)
亀山東幼稚園	本町一丁目9番17号	82-5037	25人(25人)	18人(35人)	21人(35人)
井田川幼稚園	みどり町53番地1	82-9054	25人(25人)	17人(35人)	12人(35人)
みずほ台幼稚園	みずほ台14番地295	83-1900	25人(25人)	26人(35人)	20人(35人)

※募集予定人数は、令和3年7月1日現在の在園児数による。



保育所・認定こども園・小規模保育事業所の 申し込みについて

※私立・市立園ともに市へお申し込みください。

申込資格 市内に住所を有する、次の期間に生まれた(出産予定の)就学前の保育が必要な乳幼児
※入所希望日までに、市内に住所を異動する予定の場合も申し込みできます(確約書が必要)。

▷ 0歳児(令和3年4月2日生まれ～)

※満6カ月を迎えた月の翌月の初日以降に利用可能となります(出産前に申し込み可)。

▷ 1歳児(令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ)

▷ 2歳児(平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ)

▷ 3歳児(平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ)

▷ 4歳児(平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれ)

▷ 5歳児(平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれ)

申込書等交付 10月1日(金)から(土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時15分)総合保健福祉センター(あいあい6番窓口)または関支所(地域サービスグループ)でお渡しします。

※市ホームページからもダウンロード可

申込書等受付 10月15日(金)～29日(金)(土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時15分)に総合保健福祉センター(あいあい6番窓口)または関支所(地域サービスグループ)へ申込書等に必要書類を添えて提出してください。

※認印をご持参ください。

※申込書等は、郵送でも受付します(締切日必着)。ただし、締切日時点で不備がある場合は、受理できません。

その他

▷入所の決定は、受付順ではありません。

▷利用者負担額(保育料)は、市町村民税の所得割額を基に算定します。

詳しくは、市ホームページ掲載の利用案内をご確認ください。

▷令和3年1月2日以降に亀山市に転入または転入予定の人は、令和3年1月1日時点の住民登録地の役所・役場が交付する所得課税証明書を申込書等に添えてください。

保育所等一覧

<保育所>

	施設名	所在地	電話番号
市立	第一愛護園	南崎町751番地	82-0350
	第二愛護園	本町四丁目8番25号	82-0944
	みなみ保育園	天神三丁目2番33号	82-0524
	神辺保育園	太岡寺町1259番地2	82-5807
	昼生保育園	中庄町695番地3	82-1001
	和田保育園	和田町1488番地168	82-5883
	川崎南保育園	長明寺町250番地2	82-8836
	加太保育園	加太板屋4620番地	98-0134
私立	第三愛護園	南野町9番1号	82-0782
	川崎愛児園	川崎町4928番地	85-8018
	野登ルンビニ園	両尾町2193番地	85-8030
	なのはな保育園	川合町1209番地	97-3624

<認定こども園>

施設名	所在地	電話番号
(市立) 関認定こども園アスレ	関町木崎786番地	96-0181
(私立) 幼保連携型認定こども園 亀山愛児園	東町一丁目10番16号1	83-1523

※認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、3歳児以上は保護者の就労状況に関わりなく利用できる、教育・保育を一体的に行う施設です。

<小規模保育事業所>

施設名	所在地	電話番号
(私立) ちびっこかめやま園	栄町1413-11	82-6464
(私立) かめ愛こどもの家	東町一丁目6番27号	83-1523

※小規模保育事業とは、0歳児～2歳児のお子さんを対象に定員19人以下の小規模な環境で行う保育です。保育内容(給食の提供、保育時間、利用者負担額[保育料])などは、認可保育所に準じています。